官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇）　一
○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一一）　二
〔法規的告示〕
○令和八年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（農林水産八九）　二
〔その他告示〕
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の日本国政府による防衛特別法人税の追加に係る通告に関する件（外務三四）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（同三五、三六）
○科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書の署名及び効力発生に関する件（同三七）
○農薬を登録した件（農林水産九〇）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同九一）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二四四～二四八）　六
○都市計画に関する件（同二四九）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一四）　六
〔人事異動〕
内閣　内閣府　最高裁判所　六
〔官庁報告〕
官庁事項　六
国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について（国土交通省）　六
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（沖縄総合事務局最低賃金公示一）　六
原戸籍が滅失した件（法務省告示配一四）　六
〔公　告〕
諸事項　六
官庁
財団、社会保険労務士懲戒処分関係　六
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　六
会社その他　七

省令

○厚生労働省令第十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十三条の七第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月三日　厚生労働大臣　上野賢一郎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康診断の通報又は報告） **第二十七条の五**　定期の健康診断の実施者（次項において「健康診断実施者」という。）は、法第五十三条の二の規定によって行った定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに、法第五十三条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。 一～四　（略） 2　健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに取りまとめ、同年四月十日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。 3　（略）	（健康診断の通報又は報告） **第二十七条の五**　定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第五十三条の二の規定によって行った定期の健康診断及び法第五十三条の四の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。 一～四　（略） 2　健康診断実施者は、法第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、前項各号に掲げる事項を一月ごとに取りまとめ、翌月の十日までに、法第五十三条の七第一項の規定に従い、通報又は報告しなければならない。 3　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十七条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、この省令の施行の日以降に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十七条第一項及び第二項の規定によって行った結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断、同法第五十三条の二の規定によって行った定期の健康診断並びに同法第五十三条の四及び第五十三条の五の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について適用する。

○厚生労働省令第十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十一条の二の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務） **第七条の二**　法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　（略） 二　市町村長又は都道府県知事が定期の予防接種等（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等をいう。以下この号において同じ。）を受けようとする者に係る利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。第五号において同じ。）の提供を受ける方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認する事務 三・四　（略） 五　市町村又は特別区が健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第四条の二第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事業を受けようとする者に係る利用者証明用電子証明書の提供を受ける方法により、当該者がこれらの事業の対象者であることを確認する事務	（法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務） **第七条の二**　法第十一条の二の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　（略） 二　市町村長又は都道府県知事が定期の予防接種等（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等をいう。以下この号において同じ。）を受けようとする者に係る利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）の提供を受ける方法により、当該者が当該定期の予防接種等の対象者であることを確認する事務 三・四　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第八十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和八年産の水稲及び陸稲に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年二月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　令和八年産の水稲に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第九十一条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額

次の表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第三十六条第一項の規定により農林水産大臣が定めた区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
一類、四類及び七類（飼料用、オバイ及び米粉用以外の用途であるものに限る。）	北海道の区域	二六〇円　二三四円　二〇八円　一八二円　一五六円　一三〇円
	青森県の区域	二五二円　二二七円　二〇二円　一七六円　一五一円　一二六円
	岩手県の区域	二四六円　二二一円　一九七円　一七二円　一四八円　一二三円
	宮城県の区域	二四六円　二二一円　一九七円　一七二円　一四八円　一二三円
	秋田県の区域	二四二円　二一八円　一九四円　一六九円　一四五円　一二一円
	山形県の区域	二五四円　二二九円　二〇三円　一七八円　一五二円　一二七円
	福島県の区域	二五一円　二二六円　二〇一円　一七六円　一五一円　一二六円
	茨城県の区域	二五八円　二三二円　二〇六円　一八一円　一五五円　一二九円
	栃木県の区域	二四三円　二一九円　一九四円　一七〇円　一四六円　一二二円
	群馬県の区域	二五三円　二二八円　二〇二円　一七七円　一五二円　一二七円
	埼玉県の区域	二四二円　二一八円　一九四円　一六九円　一四五円　一二一円
	千葉県の区域	二二八円　二〇五円　一八二円　一六〇円　一三七円　一一四円
	東京都の区域	二〇〇円　一八〇円　一六〇円　一四〇円　一二〇円　一〇〇円
	神奈川県の区域	二〇〇円　一八〇円　一六〇円　一四〇円　一二〇円　一〇〇円
	新潟県の区域	二六六円　二三九円　二一三円　一八六円　一六〇円　一三三円
	富山県の区域	二五九円　二三三円　二〇七円　一八一円　一五五円　一三〇円

| | | |

月十九日にワシントンで作成された議定書及び同年五月十九日にワシントンで作成された議定書により延長され、同年七月十六日にワシントンで作成された議定書により延長され、及び改正され、並びに二千四年七月十九日にワシントンで作成された議定書、二千十四年四月二十三日に東京で作成された議定書及び二千二十四年七月十五日にワシントンで作成された議定書により延長された科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）の有効期間が二千二十六年一月二十日に終了することを認識し、

協定第九条２の規定に従って行動して、

次のとおり協定した。

第一条

協定は、二千二十六年一月二十日から九箇月間延長する。

第二条

この議定書は、二千二十六年一月二十日に効力を生ずる。

二千二十六年一月十六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

大西洋平

アメリカ合衆国政府のために

アーロン・Ｄ・スナイプ

○農林水産省告示第九十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十二月二十四日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年二月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造業者又は輸入業者の氏名及び住所
24999	プロジアミン複合肥料	ポアトラズ	埼玉県草加市八幡町642番地６　サンユーケミカル有限会社　代表取締役　小堀康雄
25000	ベンジルアミノプリン液剤	ハンドセイブ液剤	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸信彰
25001	ジャパミリルア剤	フジコナコン	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　信越化学工業株式会社　代表取締役社長　斉藤恭彦
25002	ジメテナミドＰ・ピロキサスルホン・リニュロン乳剤	クリアシープ乳剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
25003	ターバシル・テブチウロン・ＤＣＭＵ粒剤	レールシャープＰｒｏ	東京都港区東新橋一丁目９番２号　保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　脇坂孝夫
25004	ターバシル・テブチウロン・ＤＣＭＵ粒剤	メガレンジャーＰｒｏ粒剤	東京都港区東新橋一丁目９番２号　保土谷化学工業株式会社　取締役社長　松本祐人

○農林水産省告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

広島県安芸高田市・庄原市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西之谷南沢Ａ

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県磐田市敷地及び社山の区域内の土地のうち、次の１点から二十六点までを順次結んだ線及び一点と二十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 49′ 17.8339″	137° 51′ 38.7494″
2	34° 49′ 17.8719″	137° 51′ 38.3167″
3	34° 49′ 17.3724″	137° 51′ 37.2745″
4	34° 49′ 17.2420″	137° 51′ 36.2860″
5	34° 49′ 16.5639″	137° 51′ 35.1597″
6	34° 49′ 16.0523″	137° 51′ 33.9497″
7	34° 49′ 16.3738″	137° 51′ 31.9777″
8	34° 49′ 16.8327″	137° 51′ 31.2343″
9	34° 49′ 17.8984″	137° 51′ 31.1705″
10	34° 49′ 18.4388″	137° 51′ 31.4886″
11	34° 49′ 19.1591″	137° 51′ 31.4574″
12	34° 49′ 19.5430″	137° 51′ 29.6048″
13	34° 49′ 20.1434″	137° 51′ 28.6360″
14	34° 49′ 20.8234″	137° 51′ 28.4693″
15	34° 49′ 21.3473″	137° 51′ 28.6778″
16	34° 49′ 22.8539″	137° 51′ 29.7428″
17	34° 49′ 23.1545″	137° 51′ 30.1163″
18	34° 49′ 22.8870″	137° 51′ 32.2337″
19	34° 49′ 22.4910″	137° 51′ 32.8265″
20	34° 49′ 22.2424″	137° 51′ 34.3575″
21	34° 49′ 21.6735″	137° 51′ 35.1450″
22	34° 49′ 20.4883″	137° 51′ 35.6945″
23	34° 49′ 18.8061″	137° 51′ 38.7703″
24	34° 49′ 18.6044″	137° 51′ 38.7049″
25	34° 49′ 18.3309″	137° 51′ 38.6305″
26	34° 49′ 17.8596″	137° 51′ 38.8296″

○国土交通省告示第二百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平松沢Ｄ

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県磐田市平松の区域内の土地のうち、次の１点から二十七点までを順次結んだ線及び一点と二十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 48′ 10.2831″	137° 50′ 48.7418″
2	34° 48′ 10.1914″	137° 50′ 49.5030″
3	34° 48′ 10.4338″	137° 50′ 50.8271″
4	34° 48′ 10.2366″	137° 50′ 52.3596″
5	34° 48′ 10.6481″	137° 50′ 53.0978″
6	34° 48′ 09.9780″	137° 50′ 56.4809″
7	34° 48′ 07.3499″	137° 50′ 56.1797″
8	34° 48′ 06.1909″	137° 50′ 53.2558″

9	34° 48′ 06.3245″	137° 50′ 51.7936″
10	34° 48′ 07.4323″	137° 50′ 51.5498″
11	34° 48′ 08.0669″	137° 50′ 50.9830″
12	34° 48′ 09.0187″	137° 50′ 49.0520″
13	34° 48′ 08.7114″	137° 50′ 49.1191″
14	34° 48′ 08.6244″	137° 50′ 48.9553″
15	34° 48′ 07.1213″	137° 50′ 47.8478″
16	34° 48′ 07.0203″	137° 50′ 47.1465″
17	34° 48′ 07.4401″	137° 50′ 46.3720″
18	34° 48′ 07.5175″	137° 50′ 45.9994″
19	34° 48′ 07.7725″	137° 50′ 46.0385″
20	34° 48′ 07.9332″	137° 50′ 46.0555″
21	34° 48′ 07.9740″	137° 50′ 46.0589″
22	34° 48′ 07.4307″	137° 50′ 47.0431″
23	34° 48′ 07.4302″	137° 50′ 47.4672″
24	34° 48′ 08.3267″	137° 50′ 48.0706″
25	34° 48′ 08.6167″	137° 50′ 48.4023″
26	34° 48′ 09.0853″	137° 50′ 48.3818″
27	34° 48′ 09.5051″	137° 50′ 48.0089″

○国土交通省告示第二百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

江津裏谷

二　砂防法第二条の土地の表示

石川県白山市河内町福岡レ、同市河内町福岡夕及び同市河内町江津イの区域内の土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、二点と三点を平成三十一年国土交通省告示第二百九十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、三点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

一点	北緯三六度二三分二〇秒六六六三　東経一三六度二七分〇三秒四六五八
二点	北緯三六度二三分二〇秒五八六七　東経一三六度二七分〇四秒二七五七
三点	北緯三六度二三分一九秒二六八九　東経一三六度二七分〇六秒三八三二
四点	北緯三六度二三分一九秒二九二一　東経一三六度二七分〇五秒〇四〇七
五点	北緯三六度二三分二〇秒〇〇四八　東経一三六度二七分〇三秒八二七四
六点	北緯三六度二三分一八秒一一二六　東経一三六度二七分〇一秒四六二一
七点	北緯三六度二三分一五秒一九九五　東経一三六度二七分〇二秒二五六四
八点	北緯三六度二三分一四秒九六五九　東経一三六度二七分〇一秒九一六〇
九点	北緯三六度二三分一六秒九八三一　東経一三六度二七分〇〇秒一五九九
十点	北緯三六度二三分一六秒六九九九　東経一三六度二六分五九秒二八五〇
十一点	北緯三六度二三分一七秒八〇八四　東経一三六度二六分五八秒六三七一

○国土交通省告示第二百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

家下川

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市南区似島町の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線、十五点と十六点を令和三年国土交通省告示第千四百八十号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、十六点から二十三点までを順次結んだ線及び一点と二十三点を令和六年国土交通省告示第三百五十二号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34° 18′ 40.0559″	132° 25′ 53.1274″
2	34° 18′ 40.5684″	132° 25′ 54.0693″
3	34° 18′ 40.1607″	132° 25′ 55.1839″
4	34° 18′ 39.8098″	132° 25′ 56.4288″
5	34° 18′ 39.3396″	132° 25′ 56.6804″
6	34° 18′ 38.7385″	132° 25′ 56.3302″
7	34° 18′ 38.1287″	132° 25′ 56.7988″
8	34° 18′ 38.3443″	132° 25′ 57.3221″
9	34° 18′ 38.3152″	132° 25′ 57.3395″
10	34° 18′ 38.1011″	132° 25′ 56.8200″
11	34° 18′ 36.6261″	132° 25′ 58.2963″
12	34° 18′ 35.7763″	132° 25′ 58.6313″
13	34° 18′ 34.6537″	132° 25′ 58.4435″
14	34° 18′ 33.7724″	132° 25′ 59.5008″
15	34° 18′ 33.0086″	132° 25′ 59.8794″
16	34° 18′ 32.9472″	132° 25′ 59.3635″
17	34° 18′ 32.8957″	132° 25′ 58.9068″
18	34° 18′ 33.7437″	132° 25′ 57.8102″
19	34° 18′ 34.8798″	132° 25′ 57.1236″
20	34° 18′ 36.0719″	132° 25′ 56.6949″
21	34° 18′ 37.5454″	132° 25′ 55.0876″
22	34° 18′ 38.2369″	132° 25′ 55.0509″
23	34° 18′ 38.2063″	132° 25′ 54.7866″

○国土交通省告示第二百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

香府子畠一

二　砂防法第二条の土地の表示

鹿児島県熊毛郡南種子町島間の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	30° 28′ 01.3936″	130° 52′ 41.6271″
2	30° 28′ 00.4254″	130° 52′ 43.5195″
3	30° 28′ 00.8242″	130° 52′ 44.6509″
4	30° 28′ 00.3379″	130° 52′ 45.6288″
5	30° 27′ 58.3829″	130° 52′ 45.6776″
6	30° 27′ 57.7047″	130° 52′ 50.7813″
7	30° 27′ 56.9060″	130° 52′ 52.3116″
8	30° 27′ 56.0361″	130° 52′ 52.1799″
9	30° 27′ 56.7180″	130° 52′ 51.0350″
10	30° 27′ 55.9582″	130° 52′ 49.9711″
11	30° 27′ 56.7024″	130° 52′ 48.5667″
12	30° 27′ 56.1602″	130° 52′ 46.7388″
13	30° 27′ 56.6334″	130° 52′ 44.8275″
14	30° 27′ 57.2306″	130° 52′ 43.8835″
15	30° 27′ 57.6203″	130° 52′ 42.5429″
16	30° 27′ 58.9336″	130° 52′ 41.7661″
17	30° 28′ 00.4872″	130° 52′ 41.8259″
18	30° 28′ 00.9305″	130° 52′ 41.4891″

○国土交通省告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年二月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　北上都市計画道路事業３・３・４号笹長根成田線及び花巻都市計画道路事業３・４・３号花巻石鳥谷線
三　事業施行期間　自令和三年一月十四日至令和十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　令和３年国土交通省告示第十五号の事業地のうち岩手県北上市飯豊２３地割及び飯豊２４地割地内において事業地を変更する。
使用の部分　令和３年国土交通省告示第十五号の事業地のうち岩手県北上市飯豊２３地割及び飯豊２４地割地内において事業地を変更する。
五　収用又は使用の手続が保留される事業地
収用の部分　岩手県北上市村崎野１９地割、村崎野２０地割、飯豊２３地割、飯豊２４地割成田１９地割、成田２０地割、成田２１地割及び成田２２地割地内　花巻市成田第１９地割及び山の神地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年二月三日
関東地方整備局長　橋本　雅道
一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和五年関東地方整備局告示第二百四十一号水戸・勝田都市計画工業団地造成事業常陸那珂工業団地第一期拡張地区造成事業
三　事業施行期間　自令和五年十二月二十六日至令和九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

人事異動

内　閣

（警察庁警備局付）警視正　藤森　敬子
内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター管理部運用情報管理課長）に転任させる
内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）に併任する
（警察庁警備局付）警視正　津村　優介
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する
（公正取引委員会事務総局経済取引局長）内閣府事務官　大胡　勝
（公正取引委員会事務総局官房審議官（取引適正化担当））同　向井　康二
（厚生労働省雇用環境・均等局長）厚生労働事務官　田中佐智子
（中小企業庁次長）経済産業事務官　山本　和徳
（中小企業庁事業環境部長）同　坂本　里和
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上一月三十日）

内　閣　府

藤村　明子
（大西　明子）
木田　俊昭　藤井　英治　新保　史生
個人情報保護委員会委員に任命する（各通）（一月一日）

最高裁判所

大阪地方裁判所判事兼大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　島崎　乃奈
金沢地方裁判所判事に補する
兼ねて金沢家庭裁判所判事に補する
金沢簡易裁判所判事に補する（一月二十二日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事渡邉和義は一月二十二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
判事兼簡易裁判所判事島村雅之は一月二十四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

官庁事項

国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について

国土交通省防災業務計画を修正したので、災害対策基本法第36条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。
令和８年２月３日
国土交通大臣　金子　恭之
国土交通省防災業務計画の修正要旨
一　修正の目的
令和７年７月の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更を受け、所要の修正を行った。
二　修正年月日
令和８年１月16日
三　修正の要旨
南海トラフ地震防災対策推進計画に関する所要の修正を行った。

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

沖縄総合事務局最低賃金公示第１号
沖縄地方交通審議会から沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）、沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。
答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に沖縄総合事務局運輸部船舶船員課「郵便番号900―8530沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号」あて提出されたい。
令和８年２月３日
内閣府沖縄総合事務局長　小八木大成
沖縄地方交通審議会の意見（要旨）
１．沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「267,950円」を「278,750円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「251,500円」を「262,300円」に、部員「209,350円」を「220,150円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「200,050円」を「210,850円」に改正することが適当である。
２．沖縄海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員「264,750円」を「273,750円」に、部員「201,900円」を「210,900円」に改正することが適当である。

公　告

諸　事　項

工　場　財　団

秋田県能代市河戸川字北西山48番地１**白神ウインド合同会社**の工場財団に能代市朴瀬字字藤台190番地６白神ウインド合同会社能代山本広域風力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
令和８年２月３日　秋田地方法務局能代支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は令和八年一月六日付、官報（号外第二号）三十頁に、それぞれ掲載しております。

令和八年二月三日

札幌市清田区清田四条四丁目六番一号

（甲）株式会社シーエムシーネット通商

代表取締役　星野　哲郎

北海道中川郡中川町字中川四四四番地五

（乙）株式会社さんかいらく

代表取締役　星野　哲郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併は乙と日軽産業株式会社との間で締結済みの吸収分割契約書に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として効力を生じます。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.nikkeikin.co.jp/koukoku.html

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　八十一頁（号外第十七号）

令和八年二月三日

東京都港区新橋一丁目一番一三号

（甲）日本軽金属株式会社

代表取締役　岡本　一郎

静岡県静岡市清水区松原町五番一二号

（乙）静岡興産株式会社

代表取締役　鈴木　秀圭

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両法人の評議員会の承認決議は令和七年十二月二十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://cul-toyota.or.jp/

（乙）https://www.tia.toyota.aichi.jp/

令和八年二月三日

愛知県豊田市小坂町十二丁目一〇〇番地

（甲）公益財団法人豊田市文化振興財団

代表理事　理事長　豊田　彬子

愛知県豊田市小坂本町一丁目二五番地

（乙）公益財団法人豊田市国際交流協会

代表理事　理事長　佐伯　英恵

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、令和八年一月十四日に両法人の総社員の同意を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月三日

岡山県岡山市北区春日町五番六号

（甲）弁護士法人岡山パブリック法律事務所

代表社員　上尾　洋平

岡山県新見市高尾二三二八番地一

（乙）弁護士法人ゆずりは

社員　大山　知康

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の蒲原事業所にかかる事業に関する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることといたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　一〇一頁（号外第一四一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　八十一頁（号外第十七号）

令和八年二月三日

静岡県静岡市清水区松原町五番一二号

（甲）日軽産業株式会社

代表取締役　杉山　和義

静岡県静岡市清水区松原町五番一二号

（乙）静岡興産株式会社

代表取締役　鈴木　秀圭

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の横浜テクノロジーキャンパスにおけるエネルギー・マネジメント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十八日

掲載頁　一五二頁（号外第二七六号）

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一〇頁

令和八年二月三日

三重県四日市市山之一色町八〇〇番地

（甲）キオクシアエネルギー・マネジメント株式会社

代表取締役　山崎　孝浩

東京都港区芝浦三丁目一番二一号

（乙）キオクシア株式会社

代表取締役　早坂　伸夫

組織変更公告

当組合は、事業協同組合の組織を変更して株式会社とすることにいたしました。

組織変更後の商号は、両毛フーズ株式会社とします。

効力発生日は令和八年四月一日であり、総会の承認決議は令和八年一月二十三日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月三日

栃木県足利市福居町一七七〇番地

協同組合足利給食センター

代表理事　保々　賀右

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月三日

群馬県伊勢崎市今井町三五五番地一

合同会社グリーンハイム

代表社員　株式会社ニューコネクション

職務執行者　野村アンドレッサ

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月三日

東京都杉並区荻窪二―四二―三〇

株式会社コウジ不動産

代表取締役　妹尾都貴子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社吉橋工務店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月三日

東京都江戸川区東葛西四丁目六番一号

合同会社ユースター

代表社員　千明　哲治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十日であり、組織変更後の商号は株式会社ＯＫＮとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月三日

愛知県豊橋市船渡町字高打場三一番地

合同会社ＯＫＮ

代表社員　岡野　妙子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は伏見計器株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月三日

名古屋市中川区露橋二丁目二八番一六号

合資会社伏見計器製作所

代表社員　松岡　信康

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月三日

大阪市中央区徳井町一丁目三番八号ＢＲＡＶＥ徳井町一二〇二

合同会社ＶＢＡ

代表社員　甲斐　陽大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月三日

大阪市生野区新今里四丁目七番七号セゾン寿六〇三号

合同会社クロームー

代表社員　髙瀬　健太

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社太成とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月三日

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字大沼二三五九番地の一

協業組合太成

代表理事　杉若　匡紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月三日

徳島市方上町中須賀三一―一

合同会社エトス

代表社員　森　誠二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社Ｖｒｅｅｚｅ Ｏｎｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月三日

福岡市博多区中洲五丁目三番八号アクア博多五Ｆ

合同会社Ｖｒｅｅｚｅ Ｏｎｅ

代表社員　川野　雄太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十二億二千七百五十万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月三日

東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

株式会社ＰＲＳ築地

代表取締役　三原　直

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり、株主総会の決議は、令和八年一月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

なお、会社法第四百四十条第三項の規定に基づき、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://sites.google.com/view/companybs

令和八年二月三日

東京都新宿区百人町二丁目一番一九号コーポ鎧一〇二号　東新工芸株式会社

代表取締役　武内美詠子

資本金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を九百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://zaizen-group.co.jp/

令和八年二月三日

東京都港区赤坂四丁目八番一九号赤坂フロントタウン三階　株式会社東京ファンド保証

代表取締役　浅田　大

準備金の額の減少公告

当会社は、資本準備金の額を十八億九千六百十九万円減少し、全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十四日

掲載頁　八十頁（号外第二五一号）

令和八年二月三日

仙台市太白区八木山本町一丁目一七番地の五　株式会社久翠

代表取締役　勝又　裕子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十三億四千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月十九日

掲載頁　五十二頁（号外第一八七号）

令和八年二月三日

東京都千代田区紀尾井町一番三号東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー　マッコーリージャパン株式会社

代表取締役　アイヴァン・デイヴィッド・ヴァルギーズ

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億八千二百九十四万千三百一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　九十五頁（号外第十七号）

令和八年二月三日

東京都中央区日本橋浜町二丁目三九番二号　株式会社曙

代表取締役　細野　佳代

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十一億八千二百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　六十九頁（号外第一六四号）

令和八年二月三日

東京都新宿区下宮比町一番四号　株式会社ジェイ・ケイ・エフ

代表取締役　大串　啓介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十二億四千三百十七万七千九百六十九円、資本準備金の額を百五十億九百六十九万九千八百三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://dynabook.com/corporate/profile/outline.html

令和八年二月三日

東京都江東区豊洲五丁目六番一五号　Ｄｙｎａｂｏｏｋ株式会社

代表取締役　覺道　清文

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億円、資本準備金の額を十五億円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.shigagin.com/

令和八年二月三日

滋賀県大津市浜町一番三八号　株式会社しがぎんエナジー

代表取締役　梅原　大輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億七千万円、資本準備金の額を十九億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一五六頁（号外第一四六号）

令和八年二月三日

福岡市中央区渡辺通二丁目一番八二号　株式会社キューデンＴ＆Ｄ・グローバル

代表取締役　藤原　信也

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十八日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年二月三日

茨城県水戸市見川町二五六三―七七ルレーブ見川二―一〇一　株式会社クォンタムフラワーズ＆フーズ

代表取締役　菊池　伯夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月三日

東京都中央区日本橋浜町二丁目三九番二号　株式会社曙

代表取締役　細野　佳代

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月三日

静岡県浜松市中央区高丘北三丁目三七番五〇号　株式会社布橋運送

代表取締役　国本　元寿

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるルーカス・オリバーフロストが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月三日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内　Fluor Rovuma,Inc.

日本における代表者　ルーカス・オリバーフロスト